

令和5年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：港湾事業・漁港事業に関する財務事務の執行および事業の管理運営について

所管部局・課名 土木部港湾空港課

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	内容	
11	港湾整備事業特別会計に関する情報の充実について	意見	6	93	<p>県は、港湾整備事業特別会計に係る経営戦略を策定し、公表しているものの、直近では令和2年度に公表したものが最後である。</p> <p>公表されている経営戦略によれば、過去の収支実績情報のみが記載されており、今後の具体的な収支計画や地方債残高の償還状況やスケジュールが記載されておらず事業の全体が不明であり、情報の充実が望まれる。</p> <p>特別会計は、独立採算性が基本であり、各事業で収支が適切に賄われて、地方債の償還が適切に行われているかといった情報が県民にとっても重要となるため、事業ごとに将来スケジュールと合わせた県民への情報の開示の充実を検討していただきたい。</p>	<p>総務省のマニュアルに基づき、福井県では各特別会計における経営戦略を5年に1度改訂しており、当会計においては令和7年度中に改定を行う予定。次期改定においては、具体的な収支計画や償還状況、スケジュール等の情報の充実を図るにあたって、記載内容を検討中である。なお、公開は令和7年度末を予定している。</p>
25	地方港湾における港湾BCPの策定について	意見	16	119	<p>港湾BCPについては、現在、重要港湾である敦賀港についてのみ策定している。</p> <p>ただし、大地震等の自然災害等が発生した場合に、港湾の重要機能を最低限維持できるようにするための対応をしておくことは、地方港湾でも重要である。そのため、地方港湾である福井港、和田港、内浦港、鷹巣港においても積極的に港湾BCPの策定に取り組むことが望まれる。</p>	<p>地方港湾においても、それぞれの港の特性に応じた港湾BCPの策定に向けて関係者との調整のための素案を令和7年5月から作成しており、関係者調整ののち令和7年度中の策定を予定している。</p>

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	内容	
26	災害対応マニュアルについて	意見	17	120	<p>災害時の対応マニュアルの整備状況を確認したが、県として『港湾関係災害対応初動マニュアル』を整備しており、それに基づいて対応している。ただし、当該マニュアルについては、災害対応体制の設置基準、参集体制、連絡体制、報告体制等に関する記載が中心となっているものであり、実際に災害が発生した場合に、「いつ」「だれが」「何をするか」といった実際の状況に応じた対応方法については、記載されていない。</p> <p>港湾BCPが策定されている敦賀港については具体的な対応方法が記載されており、それにてカバーできていると考えられるが、それ以外の港湾については、県は、想定されるいくつかのパターンについては、迅速に行動できるようマニュアル化しておくことが望まれる。</p>	<p>地方港湾においても災害時の実際の状況に応じた具体的な対応も含めた港湾BCPの策定に向けて、それぞれの港湾において、関係者と調整のための素案を令和7年5月から作成中である。なお、関係者調整ののち令和7年度中の策定を予定している。</p>

※ ページは「令和5年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
49	利用料金の徴収について	意見	32	227	<p>利用料金の徴収は利用者へ紙の納入通知書を郵送し、料金の支払いを依頼している。</p> <p>印刷・郵送コスト、事務手続の負担を鑑みると、納入通知書を郵送して支払いを依頼するのではなく、電磁的な方法で料金の通知を行えるよう改善すべきである。また、納入通知書では県内の金融機関しか対応できないため、県外の場合、取り扱い可能な銀行がより限定されるため、利便性が劣る。より簡単に支払ができるよう、電子マネーやクレジットカードでの支払方法に対応できるよう改善すべきであり、また、それに併せて徴収事務手続の見直しをすることが望ましいと考える。</p>	会計局における財務会計システムの改修により電子収納に対応した。
56	現物と漁港台帳の不一致について	指摘	21	234	<p>早瀬漁港において、漁港台帳の整備状況について確認したところ、台帳および付帯する平面図と現場の状況が乖離しているものが見受けられた。</p> <p>漁港台帳は、現状の漁港の姿を映す管理資料であるため、適切に整備する必要がある。特に用途が変化しているものについては、今後の活用を検討する基礎にもなりえることから、現場状況をふまえて適切に更新する必要がある。</p>	現地確認を行い、現物と一致するよう漁港台帳および平面図を修正した。
57	現物と漁港台帳の不一致について	指摘	22	235	<p>小浜漁港の漁港台帳の整備状況を確認したところ、現物は存在しているが漁港台帳上は記載されていない、漁港台帳を補足する平面図と漁港台帳の整合性が一部取れていないといった不備が見受けられた。</p> <p>漁港台帳は、漁港施設の多様性や施設の経緯・現状等を明確にすること、普通交付税や災害等対応の観点からも逐次整備される必要があり、整備することによって漁港施設の資産保全にもつながるため、漁港台帳の適切な整備運営を今まで以上に行っていく必要がある。</p>	現地確認を行い、現場と一致するよう漁港台帳および図面の修正作業中であり、令和7年度末までに完了を予定している。

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
64	清掃協力金を募る看板について	意見	38	244	<p>早瀬漁港において、漁協から釣り客へ清掃協力金を募る看板が設置されていた。</p> <p>看板の設置は漁協が許可を得て実施しているが、そもそも、漁協が独自の活動として清掃協力金の募集活動を行う体系となっているのは望ましくない。清掃活動等の維持管理は、本来施設管理者である県が実施すべきものであり、この業務を適切な手法で漁協に委託するのであれば理解できるが、漁協の独自の活動に任せている状態では、県が施設を適切に管理しているとは言い難く、利用者の善意に依存しているように思われる。独自に漁協が清掃協力金を募集することで釣り客との間でのトラブルが発生することも考えられる。</p> <p>県は、トラブルが発生しないよう釣り客のマナー向上の啓発に努めることが望まれる。</p>	<p>漁協との協議の上、県として釣り客のマナー向上をはかるため、パトロール時に声掛けするなど啓発活動に努めていくほか、マナー啓発看板を令和7年度末までに設置を予定している。</p>
66	不法係留について	指摘	28	246	<p>早瀬漁港・日向漁港・小浜漁港・高浜漁港においては、漁港施設内に不法係留となっている漁船やプレジャーボートが発見された。</p> <p>県は、不法係留船舶に対し、利用届出書や許可申請書の提出を求め、必要に応じた使用料等の徴収を条例どおり行うべきである。</p>	<p>今後、不法係留船を把握するため現地確認および船主調査を順次実施し、船主に対して利用届出書等の手続きを行うよう文書により指導を行っていく。</p>
70	目標設定について	意見	40	249	<p>県は、各漁港における登録漁船数や属地陸揚量、属地陸揚金額など漁港港勢について、明確な目標設定は行っていない。</p> <p>漁港の活性化や漁港施設の有効活用の観点から、一定の目標を設定した上で、施設管理を行うことが望ましい。</p>	<p>登録漁船数や陸揚量・金額は、漁業の好漁や不漁の影響を受けることから毎年の変動が大きく、具体的な目標値として設定するのは困難であるため、県内全体の漁港を一つの集合体と考え、令和7年3月に策定した「地域とともにふくいの水産業のあしたに架ける基本計画」によって、長期的な方向性を示す漁港の整備計画を設定した。</p>

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
71	大規模地震への対応について	意見	41	250	各漁港において、海岸線に於ける道路の数は限られており、大規模地震においては、寸断される恐れが高い。 そのため、漁港における大規模地震対策は、道路の整備状況も考慮し、デジタル技術の進展や最新の研究成果を積極的に取り入れながら、漁港施設の耐震化と地震発生時の対応、発生後の災害復旧活動への漁港および漁港施設の有効活用といった事前・発生時・事後といった3つの時間的局面から総合的に計画し推進していくことが望まれる。	福井県地域防災計画・各市町地域防災計画等に漁港の大規模時地震時の状況ごとの対応が記載されている。引き続き、能登半島地震など最新の知見を加えるとともに、デジタル技術（UAVによる飛行ルートを決めた定期パトロール時の画像の蓄積など）を取り入れ、迅速な対応ができるように見直していく。海上輸送の利用も考えられる漁港については、被災時にも漁業活動や復旧活動を速やかに実施できるように漁港施設の耐震強化の検討を進めている。
72	事前対策の目標年度の設定について	意見	42	255	越前地域BCPおよび小浜地域BCPにおいて、大規模災害が発生する前に事前対策を実施するとし、各対策ごとに目標年次を設定しているが、各対策のいずれについても目標年次の記載がされていない。各対策の実施を促すためにも、目標年次を設定し越前地域BCPおよび小浜地域BCPに記載することが望まれる。	2漁港のBCPについて、令和7年度から分科会を開催しそれぞれ協議を進めている。小浜地域については令和7年度中の記載を予定している。越前地域については、現在荷捌所を建設中であるため令和8年度中の対応を予定している。
74	利用予約について	意見	44	260	現状、インターネットでの利用予約ができない。今日では、ある施設を利用する場合、インターネットやスマートフォンで施設の利用予約ができるようになっている施設も多い。利用者の利便性の向上や、事務負担の軽減の観点からも、今後は県と協議をしてインターネット予約ができるように検討していただきたい。	当該施設は空きがほとんどないため利用希望があっても応じることができないことが多く、また使い勝手が悪い場所もあることから、事前に電話にて丁寧な説明が必要となるため、インターネットでの利用予約に適していない。
75	Webサイトでの情報提供について	意見	45	261	現状、指定管理施設のWebサイトが設けられていない。 指定管理者のWebサイトを作成することによって、利用料金やその他の情報、例えば、天候不順には注意喚起を促すといったことも含め、有用な情報をタイムリーに開示することが可能となる。 指定管理者は、指定管理施設の利用者のみならず潜在的利用者の利便性に資するためにも、指定管理施設のWebサイトを設けることが望まれる。	Webサイトの設置について、指定管理者と協議・検討をしたところ、項目74のとおり、新規の利用希望に答えられない状況であり、Webで告知し利用希望者が増えても対応ができない。また、利用料金は福井県HPに記載済のうえ、天候不良時には指定管理者から利用者へ連絡する業務はすでに行っており、既存の利用者の利便性向上には資さない。 一方で、潜在的利用者の利便性向上には有用であると考えられるため、新たに指定される指定管理者とも引き続きWebサイト設置に向けて検討していく。

※ ページは「令和5年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
86	この事業の効果について	意見	56	280	<p>令和4年度における27.5%という補助金事業における低い予算達成率（補助金の実際支給額／予算額）と成果指標の実績値の目標値からの下方乖離に対して、県は、令和5年度においても令和4年度と同額の予算および同じ条件・内容で事業を継続している。</p> <p>県は、定期航路の安定化・拡大のためのこの事業に代わる効果的な方法はないか検討中のようにあり、より効果的な事業の立案・実行が望まれる。</p>	当該事業については、就航実績に応じた補助制度へ改正を予定している。

※ ページは「令和5年度包括外部監査の結果報告書」ページ